

基本設計書（有蓋防火水槽の規格）

1 形状等

- (1) 空地用（Ⅰ型）は地下式又は半地下式（地表面上の高さは 50 cm 以下。）のものであり、かつ、漏水のおそれのない構造であること。
- (2) 道路用（Ⅱ型）は地下式のものであり、かつ、漏水のおそれのない構造であること。
- (3) 一槽式であること。
- (4) 底設ピット（消防用水の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設けられる取水部分をいう。）を有していること。
- (5) 水槽底の深さは底設ピット部分を除き地表面から 4.5 m 以内であること。

2 底設ピット

- (1) 十分な強度を有し、かつ水密性が確保されるものであること。
- (2) 吸管投入孔のおおむね直下に設けるものであること。
- (3) 一辺の長さ又は直径が 60 cm 以上で、かつ、深さが 50 cm 以上であること。
- (4) 水槽本体との接合部分は、漏水のおそれのない構造であること。

3 吸管投入孔

- (1) 頂版部に 1 又は 2 の吸管投入孔を設けるものとし、水槽本体の強度を損なわない位置とすること。
- (2) 原則として丸型とし、直径 60 cm 以上であること。
- (3) 吸管投入孔の開口部には、吸管投入孔蓋及び吸管投入孔蓋を受ける口環を設けるものとし、これらの材質は、必要な強度及び耐食性を有するものであること。
- (4) 吸管投入孔蓋には、消防水利であることが容易に判断できる表示をすること。
- (5) 吸管投入孔蓋は、容易に開閉できるものであってはならないが、本市所有の専用工具で開閉可能なものであること。
- (6) 吸管投入孔蓋を受ける口環は、転落防止機能を有すること。
- (7) 吸管投入孔の地表部と水槽本体を結ぶ連結立管を設ける場合には、鉄筋コンクリート製、鋼製、鋳鉄製、FRP 製又はこれらと同等以上のものとし、水平方向荷重によって移動しないよう水槽本体に取り付けるものであること。

4 容量の算定

容量の算定は、底設ピット及び連結立管を含む吸管投入孔を除き本体の容量を算定するものであること。

5 上載荷重、自重、土かぶり荷重、土圧、地下水圧、内水圧及び浮力に対する強度を有し、耐久性があること。この場合の上載荷重は、Ⅰ型にあっては 10 kN/m<sup>2</sup>、Ⅱ型にあっては設置場所の状況により自動車荷重（T-25 荷重）を考慮するものであること。

6 都市公園法で規定する都市公園の地下に設置する場合、水槽頂部と地面との距離は、原則として1 m以下としないこと。なお、学校敷地内におけるグラウンド部分に設置する場合においてもこれを準用する。

#### 7 主要構造材料及び部材厚等

- (1) コンクリートは材料の均質性、水密性及び耐久性を考慮して設計基準強度(4週圧縮強度)は現場打ち防火水槽にあっては24 N/mm以上のものであること。
- (2) 主鉄筋及び配力鉄筋は原則として次のとおりであること。
  - ① I型にあっては、直径13 mm以上の異形鉄筋を1,600 kg以上使用するものであること。
  - ② II型にあっては、頂版、側版及び底版には断面算定上は鉄筋を要しない部分を含めて断面の内側及び外側に直交する各方向とも直径13 mm以上の異形鉄筋を30 cm以下の中心間隔で配置すること。
- (3) 鋼材(鋼板)は、コンクリート被覆又は防錆処理が施されたものであること。
- (4) 頂版、側版、底版及び底設ピットの躯体の厚さは、30 cm以上であること。
- (5) 給・排水又は吸水のための配管等が原則として底版又は側版に設けられていないものであること。
- (6) 栗石等により、必要な基礎固めをしてあること。

8 防火水槽を設置する場合には、当該防火水槽の設置位置、道路状況等設置上特に困難な条件にある場合のほかは、原則として防火水槽の直近(5 m以内)にその所在が確認できるよう標識を設置しなければならない。